

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業（エネ特会）

400百万円（ 236百万円）

総合環境政策局環境経済課

1．事業の概要

金融の流れを環境に配慮したものとする環境金融の促進の重要性は、低炭素社会づくり行動計画、経済財政改革の基本方針2009等において、重ねて指摘されている。

環境金融の一形態として、「環境格付け融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付け融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付けと低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付け融資の取組を促進することにより、環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進するため、環境格付け融資を行う金融機関に対し利子補給を行うものである。

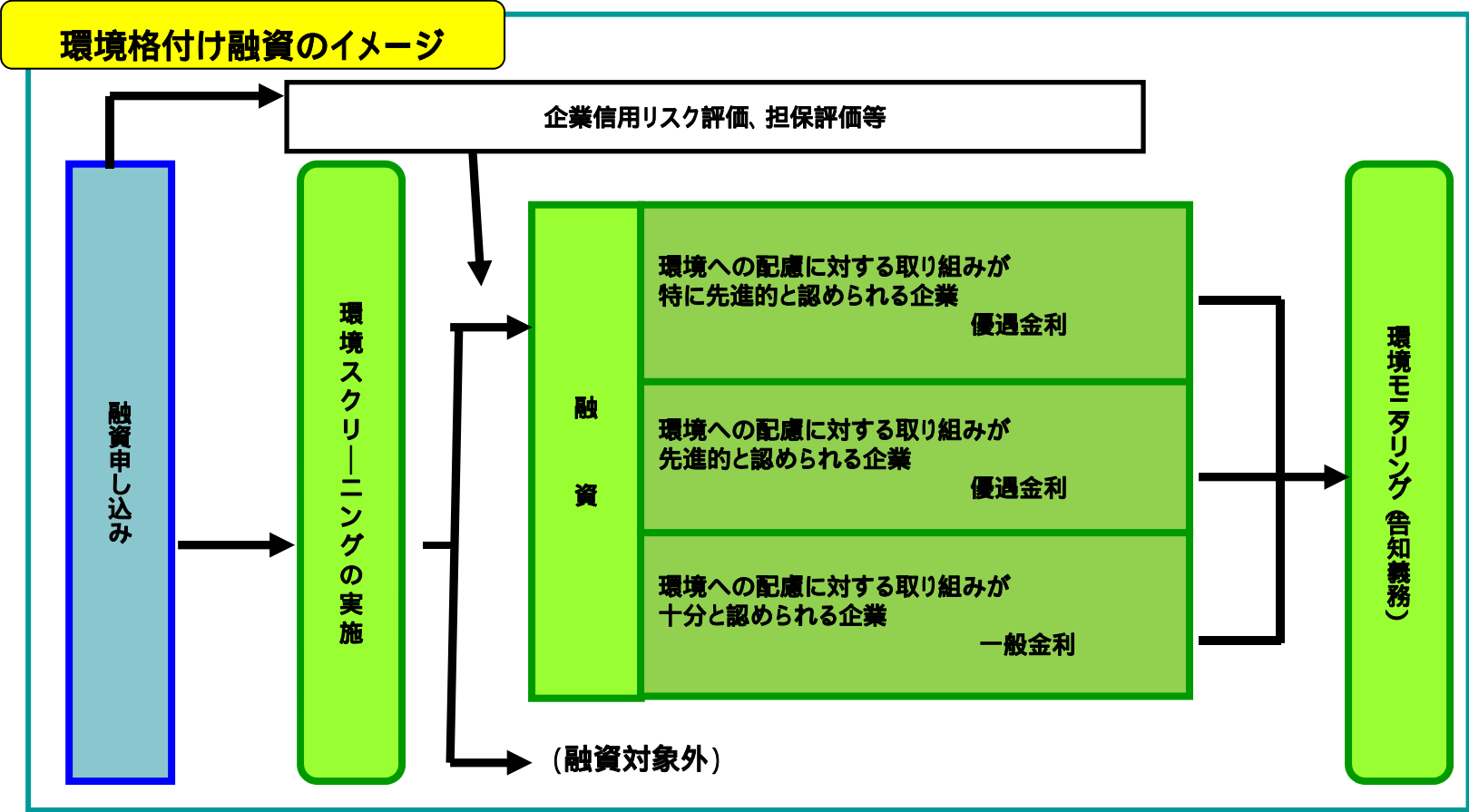
2．事業計画（平成19年度～）

企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等（日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による）により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う民間金融機関の融資事業（環境格付け融資）について、当該事業により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5カ年以内にCO2を5%以上削減（原単位の改善）することを目標として誓約することを要件として、当該案件に係る融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

3．施策の効果

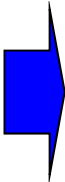
多くの民間金融機関が環境格付け融資を実施することにより、企業の環境対策が加速的に促進されるとともに、預金者の環境配慮意識を増進させる。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



融資対象
地球温暖化対策

利子補給誓約条件
融資を受けた年から5ヶ年以内に「CO2削減効果が5%以上」を達成



利子補給
融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利 - 1%)で融資が受けられます。

環境スクリーニングにより決定された優遇金利
優遇金利 ・ 一般金利